

特別養護老人ホーム ゆめさき三清荘 料金表

利用料金の目安は、下記の

「①基本料金」+「②居住費・食費」+「③共通加算」+「④該当加算」でご確認ください。

※1単位は 10.14円 となり、表記の金額は自己負担額1割で計算しています。

①基本料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	652単位	720単位	793単位	862単位	929単位
基本料金(月額)	661円	730円	804円	874円	942円
基本料金(月額) (30日として計算)	19,833円	21,902円	24,123円	26,222円	28,260円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。

②居住費・食費

利用者負担段階		居住費 日額	食費 日額	居住費+食費 月額(30日)
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	300円	33,600円
第2段階	年金収入等80万円以下かつ、預貯金単身650万円・夫婦1,650万円	820円	390円	36,300円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下かつ、預貯金単身550万円・夫婦1,550万円	1,310円	650円	58,800円
第3段階②	年金収入等120万円超かつ、預貯金単身500万円・夫婦1,500万円	1,310円	1,360円	80,100円
第4段階	その他	2,006円	1,445円	103,530円

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

③体制加算:基本料金に共通して加算される費用の一例

加算項目	内容	単位数	日額
栄養ケアマネジメント強化加算	栄養ケアの取組を強化している	11単位	11円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している	4単位	4円
看護体制加算(Ⅱ)	置くべき看護職員の数を上回っている	8単位	8円
日常生活継続支援加算	入居者の介護度、日常生活自立度の割合が基準を上回る	46単位	46円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る	18単位	18円
口腔機能維持加算	歯科医師の助言、指導に基づく口腔ケア計画	30単位	30円/1回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に8.3%を乗じた単位数		
特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に2.7%を乗じた単位数		

④該当加算：基本料金に該当者のみ加算される費用の一例

加算項目	内容等	単位	日額
初期加算	入居日から30日以内の期間、又は30日を越える病院への入院後に再入居した場合。	30単位	30円
外泊時加算	入院又は外泊をした場合(最大12日間)	246単位	249円
在宅サービスを利用	外泊時、在宅サービスを利用した場合	560単位	567円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生を計画的に予防	3単位	3円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡のリスクがあるが、褥瘡の発生を予防できた場合	13単位	13円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の診断を受け、特性やニーズに応じた支援をした場合	120単位	121円
療養食加算	病養食の提供(1日3回を限度)	6単位	6円
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合	400単位	405円
看取り介護加算	ご利用者及びご家族とともに、医師、看護、介護職員とが共同してその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合。	31～45日以下	72単位 73円
		4～30日以下	144単位 146円
		2～3日	680単位 689円
		死亡日	1,280単位 1,297円
退所時前後訪問相談援助加算	退居にあたり在宅又は、施設等における生活に向け、各事業所等と相談、連絡、調整を行った場合。	460単位	466円
退所時相談援助加算		400単位	405円
退所前連携加算		500単位	507円
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ移行した場合	28単位	28円
経口維持加算(Ⅰ)	経口による食事を摂取している方で、誤嚥が認められ、医師等により特別な管理を行った場合。	400単位	405円
経口維持加算(Ⅱ)		100単位	101円
安全対策体制加算	事故防止と発生時の適切な対応を行っている。(1回のみ)	20単位	20円
科学的介護推進体制加算	介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進。	50単位	50円

月額(30日)利用料目安「①基本料金＋②居住費・食費」

負担限度額段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	53,433円	55,502円	57,723円	59,822円	61,860円
2段階	56,133円	58,202円	60,423円	62,522円	64,560円
3段階①	78,633円	80,702円	82,923円	85,022円	87,060円
3段階②	99,933円	102,002円	104,223円	106,322円	108,360円
4段階	123,363円	125,432円	127,653円	129,752円	131,790円

その他、③共通加算と④該当加算が必要となります。

利用料金は目安となっています。加算の追加、法改正や経済事情により変更になることがありますのでご注意ください。

ゆめさき三清荘短期入所(介護予防) 料金表

利用料金の目安は、下記の

「①基本料金」+「②居住費・食費」+「③共通加算」+「④該当加算」でご確認ください。

※1単位は 10.17円 となり、表記の金額は自己負担額1割で計算しています。

※自己負担額が、2～3割負担の方は、下記料金が、それぞれ2～3倍となります。

①基本料金(介護予防)

要介護度(介護予防)	要支援1	要支援2
単位	523単位	649単位
基本料金(月額)	531円	660円

①基本料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
基本料金(月額)	707円	776円	852円	923円	992円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

②居住費・食費

利用者負担段階		居住費 月額	食費 月額	居住費+食費 月額
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	300円	1,120円
第2段階	年金収入等80万円以下かつ、預貯金単身650万円・夫婦1,650万円	820円	600円	1,420円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下かつ、預貯金単身550万円・夫婦1,550万円	1,310円	1,000円	2,310円
第3段階②	年金収入等120万円超かつ、預貯金単身500万円・夫婦1,500万円	1,310円	1,300円	2,610円
第4段階 【基準額】	その他	2,006円	1,445円	3,451円

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て月額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

③体制加算：基本料金に共通して加算される費用の一例

加算項目	内容	単位数	日額
機能訓練体制加算	常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合	12単位	12円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している	4単位	4円
看護体制加算(Ⅱ)	置くべき看護職員の数を上回っている	8単位	8円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合など	22単位	22円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合など	18単位	18円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	常勤職員の割合が75%以上など	6単位	6円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る	18単位	18円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に8.3%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に2.3%を乗じた単位数		

④該当加算：基本料金に該当者のみ加算される費用の一例

加算項目	内容等	単位	日額
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます / 回	184単位	187円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日を限度として算定します(やむを得ない事情がある場合は、14日を限度とします) / 日	90単位	91円
療養食加算	病養食の提供 / 食(1日3回を限度)	8単位	8円
個別機能訓練加算	個別に計画的に機能訓練を行った場合 / 日	56単位	56円

日額(1日)利用料金目安「①基本料金+②居住費・食費」

負担限度額段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	1,651円	1,780円	1,827円	1,896円	1,972円	2,043円	2,112円
2段階	1,951円	2,080円	2,127円	2,196円	2,272円	2,343円	2,412円
3段階①	2,841円	2,970円	3,017円	3,086円	3,162円	3,233円	3,302円
3段階②	3,141円	3,270円	3,317円	3,386円	3,462円	3,533円	3,602円
4段階	3,982円	4,111円	4,158円	4,227円	4,303円	4,374円	4,443円

その他、③共通加算と④該当加算が必要となります。

利用料金は目安となっています。加算の追加、法改正や経済事情により変更になることがありますのでご注意ください。

不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お問合せ先

〒671-2103

兵庫県姫路市夢前町前之庄4514

特別養護老人ホーム ゆめさき三清荘

TEL: 079-336-1336 FAX: 079-336-1337

E-mail: yumesaki@keizankai.or.jp